

亀山市歴史博物館の設置について

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第21条(教育委員会の職務権限)

教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

1 教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。

第30条(教育機関の設置)

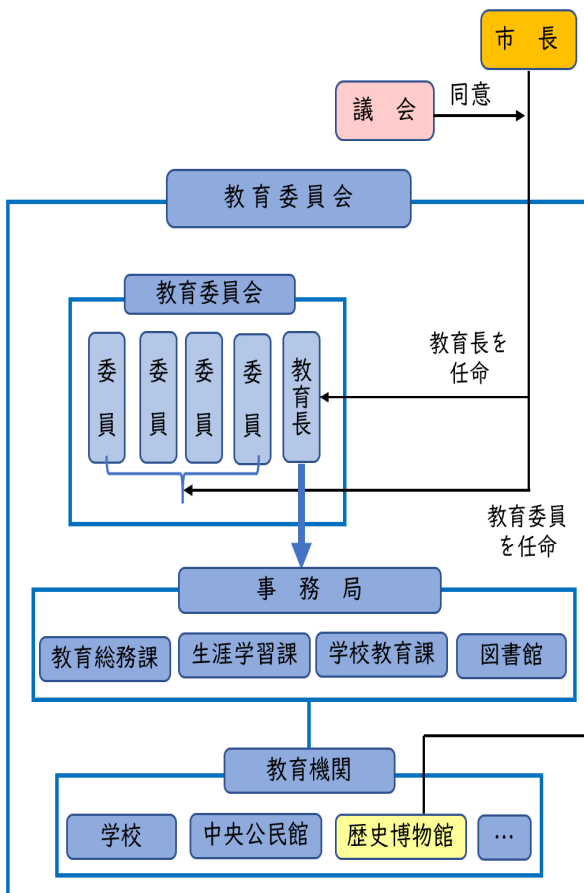
地方公共団体は、法律の定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置する…。

○亀山市歴史博物館条例

第1条(設置)

市は、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与し、新たな地域文化を創造するため、亀山市歴史博物館を設置する。

亀山市教育委員会の組織と亀山市歴史博物館の補助執行について



補助執行の根拠規定

○地方自治法 第180条の7

普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第202条の4第2項に規定する地域自治区の事務所、第252条の19第1項に規定する指定都市の区若しくは総合区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。

○亀山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則

第1条(趣旨)

この規則は、地方自治法第180条の7の規定に基づき、亀山市教育委員会の権限に属する事務の一部を補助執行させることに必要な事項を定めるものとする。

第2条(補助執行)

教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次の表の左側に掲げる事務(亀山市歴史博物館に関すること)をそれぞれ同表の右側に掲げる市長の補助機関である職員(副市長、市民文化部長及び歴史博物館の職員)に補助執行させる。